

**【外国人ドライバー解禁！！】**

**特定技能 自動車運送業徹底解説**

**～制度の重要なポイント/免許試験対策/**

**人材募集まですべての要素をご説明します～**

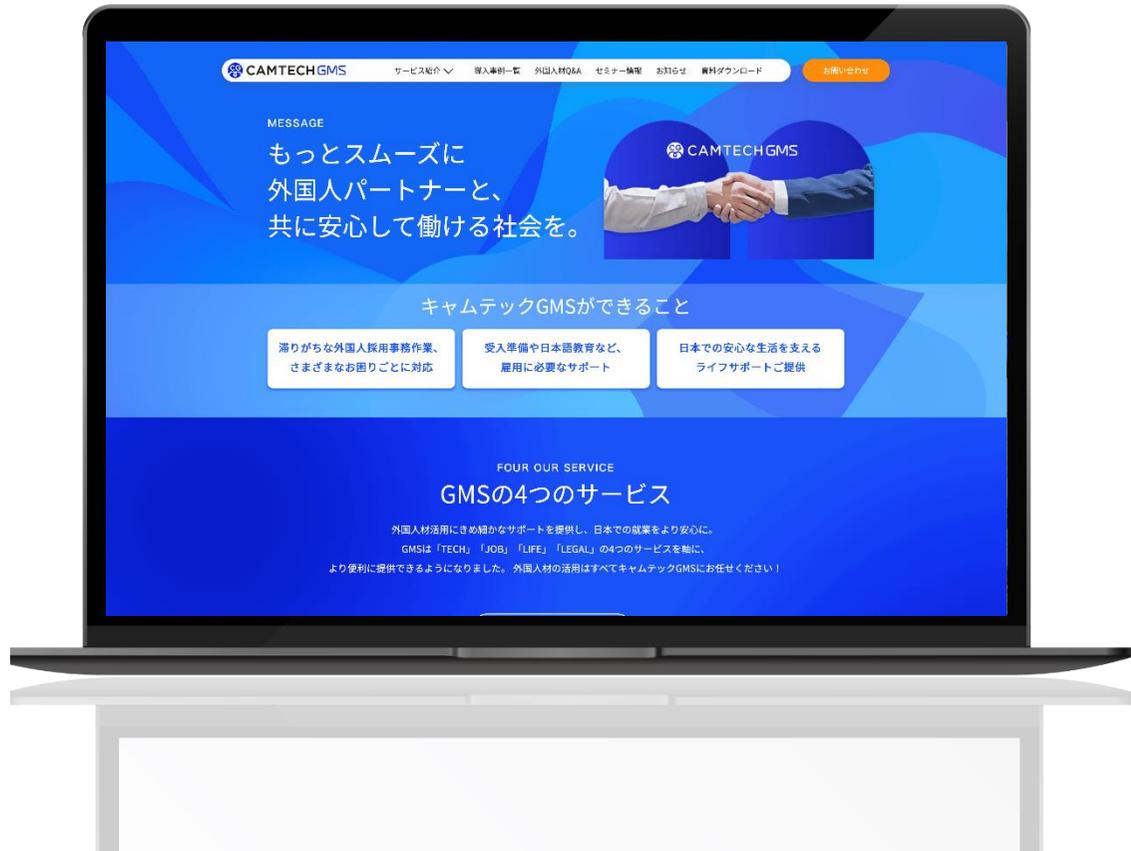
# 株式会社カムテック

本社	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング
設立/資本	平成17年8月 50百万円
代表者	代表取締役 宮林 利彦
社員数	2,035名（グループ連結・2020年12月時点 派遣委託等を除く）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■システム開発<ul style="list-style-type: none"><li>・WEB勤怠管理システム・派遣管理システム</li></ul></li><li>■採用戦略マネジメント<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人採用コンサルティング ・外国人ライフサポート</li><li>・新卒採用コンサルティング ・応募受付代行</li><li>・アウトプレースメントコンサルティング</li></ul></li><li>■各種研修・トレーニングプログラム事業</li><li>■ペイロールアウトソーシング事業</li><li>■法務・労務・行政コンサルティング</li><li>■請負・委託構築コンサルティング</li><li>■大学等教育機関へのキャリア形成講座・セミナー事業</li></ul> <p>有料職業紹介事業許可：13-ユ-304211</p>

『人・組織・経営』に関わる課題を解決する総合人事サービスを提供します



# CAMTECH GMS



## ■ キャンテック運営サイトのご紹介



海外人材マネジメントサービス  
【CAMTEC GMS】



技能実習生送り出し機関紹介サイト  
【センディングナビ】



留学生コミュニティサイト  
【KAJI】



特定技能マッチングサイト  
【みんなのトクギ】



技能実習生研修施設紹介サイト  
【トレナビ】



海外情報発信メディア  
【海外人材TIMES】

海外人材を活用される皆様や、日本で活躍される海外人材の方に  
価値ある情報を提供してまいります。

# スピーカー紹介



## 株式会社カムテック 宮下 伊能

カムテックに入社後、人材不足の企業様へ外国人人材の活用コンサルティング事業を経験。現在は外国人人材に特化した求人サイトの運用/営業に加え、特定技能自動車運送業分野における人材提案スキーム構築を行っている。

# 【第1部】

## 国内における労働力不足と 特定技能制度設立（2030年問題）

- ・ 高まる外国人人材への期待・人数推移
- ・ 在留資格〈特定技能〉の制度概要と主な採用手法

# 【第2部】 特定技能「自動車運送業」の 制度解説と注意点

- ・ 受け入れ企業側で対応が必要となる事項
- ・ 各国ごとの特徴比較、大まかな採用ルート

## 【第3部】

# 外免切り替えの概要/対策

- ・ 外免切り替えとは～対象者と必要事項～
- ・ 合格へのポイント

## 【第4部】

# ドライバー受け入れの参考例

- ・ 特定技能「自動車運送業」における、  
試験対策と人材募集/サポートの例

# 【第1部】

## 国内における労働力不足と 特定技能制度設立（2030年問題）

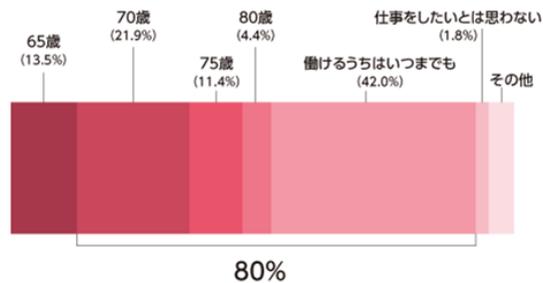
- ・ 高まる外国人人材への期待・人数推移
- ・ 在留資格〈特定技能〉の制度概要と主な採用手法

# 2030年問題とは？～働くシニアと外国人を増やし戦力化していく～

## シニアの就労に関する意識調査

約80パーセントが、70歳になっても「働きたい」と考えている

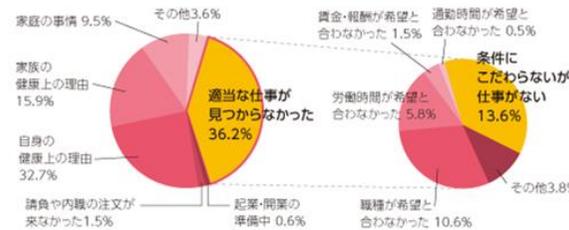
あなたは何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいですか？



出所：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査（2014）」  
 ※調査対象は、全国60歳以上の男女。現在仕事をしている者のみの最集計

## 60歳以上の就業希望者が仕事に就けなかった理由

働く時間などの条件や環境を整えるべき

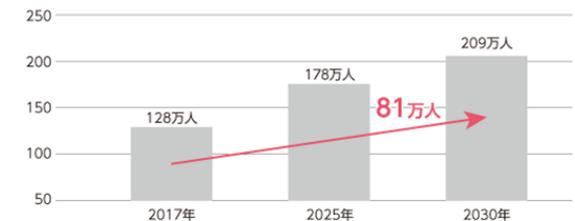


60代の人が仕事に就いていない理由は、「条件にこだわらないが仕事がない」ためが13.6%に上る。その他、男性は「職種」、女性は「労働時間」が希望と合わないようだ。特に「短時間での雇用」を希望する人が多い。シニアの労働参加を促すためには、働く時間などの条件や環境の整備が費用である。

※独立行政法人労働政策研究・研修機構「60代の雇用・生活調査（2015）」  
 ※無回答2.1%は除く

## 外国人労働者数の推移予測

2030年には81万人の外国人労働者数の増加が見込まれる



出入国管理及び難民認定法（入管法）と法務省設置法の一部を改正する法律案が成立。相当程度の知識・経験を要する業務に就く「特定技能1号」と、熟練した技能が必要な業務に就く「特定技能2号」という在留資格を新設。政府は、この新たな在留資格創設により2025年までに50万人超の外国人の就業を目指す。政府の目指す外国人労働者の増加ペースが2030年まで維持された場合、2030年には、2017年における外国人労働者より81万人増加すると予測される

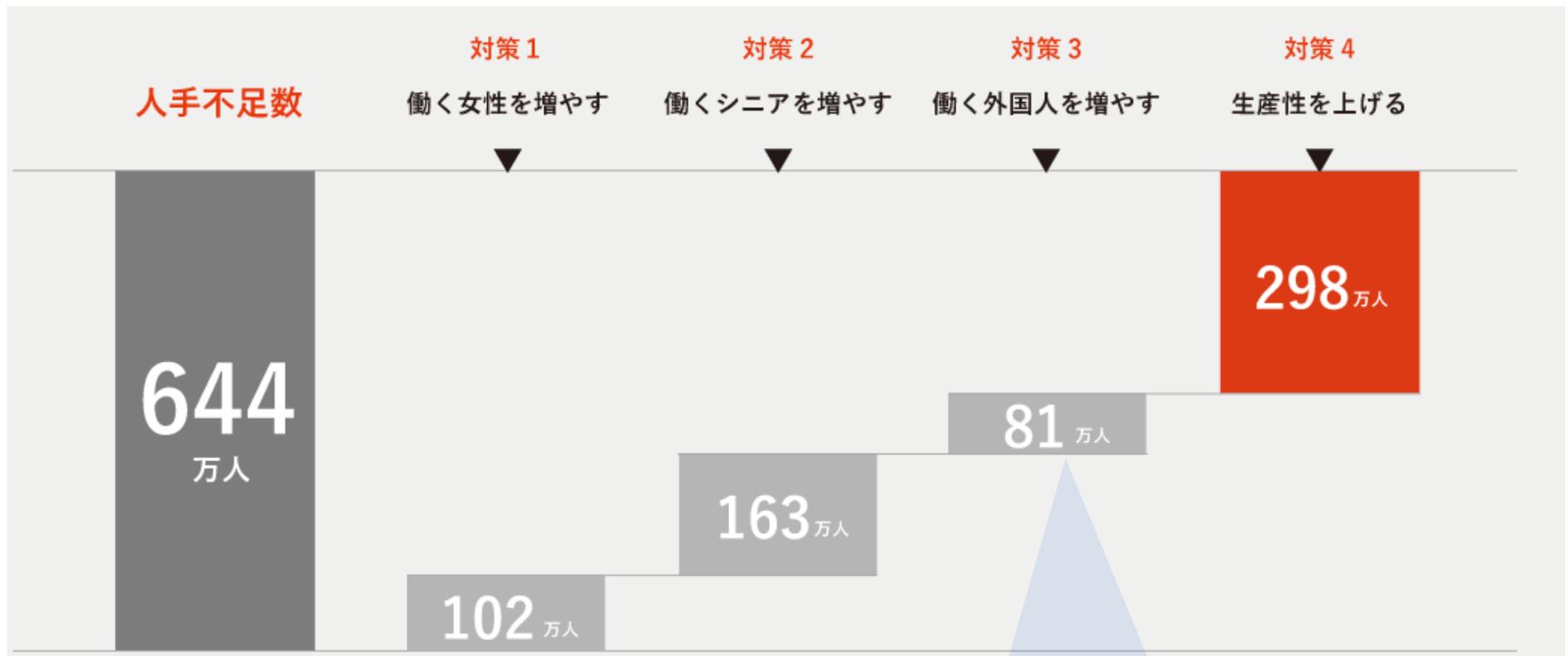
## 働くシニアと外国人を増やし、戦力化していく

### 今回のまとめ

「2030年時点で644万人の人手不足」という今回の推測から、早めに対策を打っていきましょう。実際に644万人の人手不足に直面してから動き出すのでは遅すぎます。将来を予測することは従業員の皆さんの幸せをつくるためにあります。

今回の推計では644万人の人手不足を埋めるために、働く女性、シニア、外国人を増やすこと、そして生産性の向上という4つの対策を提起しましたが、女性やシニア、外国人にどのように活躍してもらうか。まずは働き手の採用活動を継続的に強化していく必要があります。女性、シニア、外国人といった働き手の人数をただそろえれば良いという話ではなく、その後の教育・定着・活躍と各フェーズを見ていく必要があります。採用した方にフィットする人事制度や労働環境を提供し、モチベーションを高め、一人ひとりの生産性を上げることが重要です。この人手不足予測を乗り越えるために、できることはまだあります。採用に関するお悩みはキャムテックへぜひご相談ください。

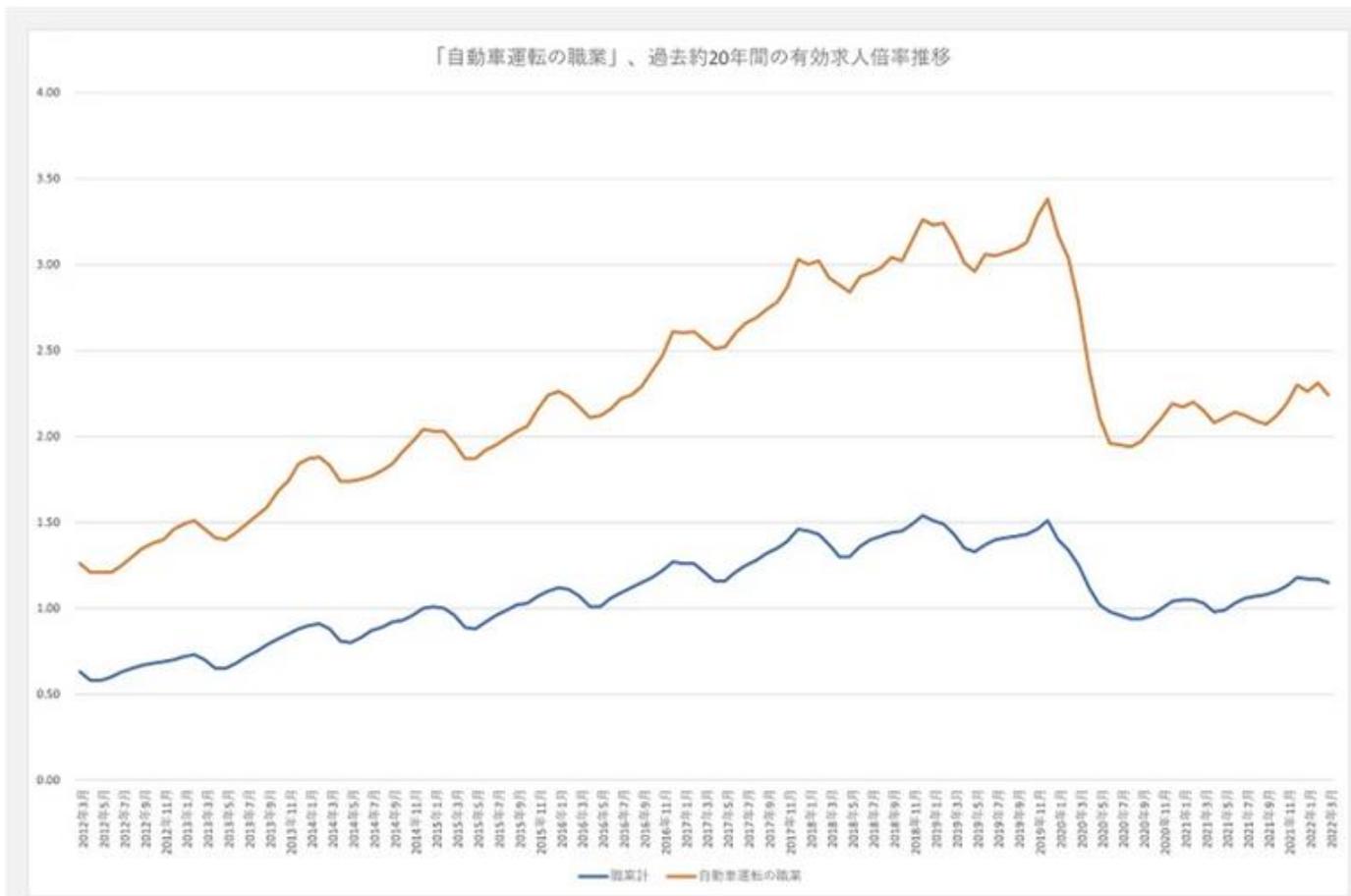
# 2030年問題とは？ ～働くシニアと外国人を増やし戦力化していく～



①女性活躍 ②シニア層活躍 ③生産性向上に加え

**【外国人雇用】も重要な施策の一つ**に挙げられている。

# ドライバーの国内有効求人倍率推移

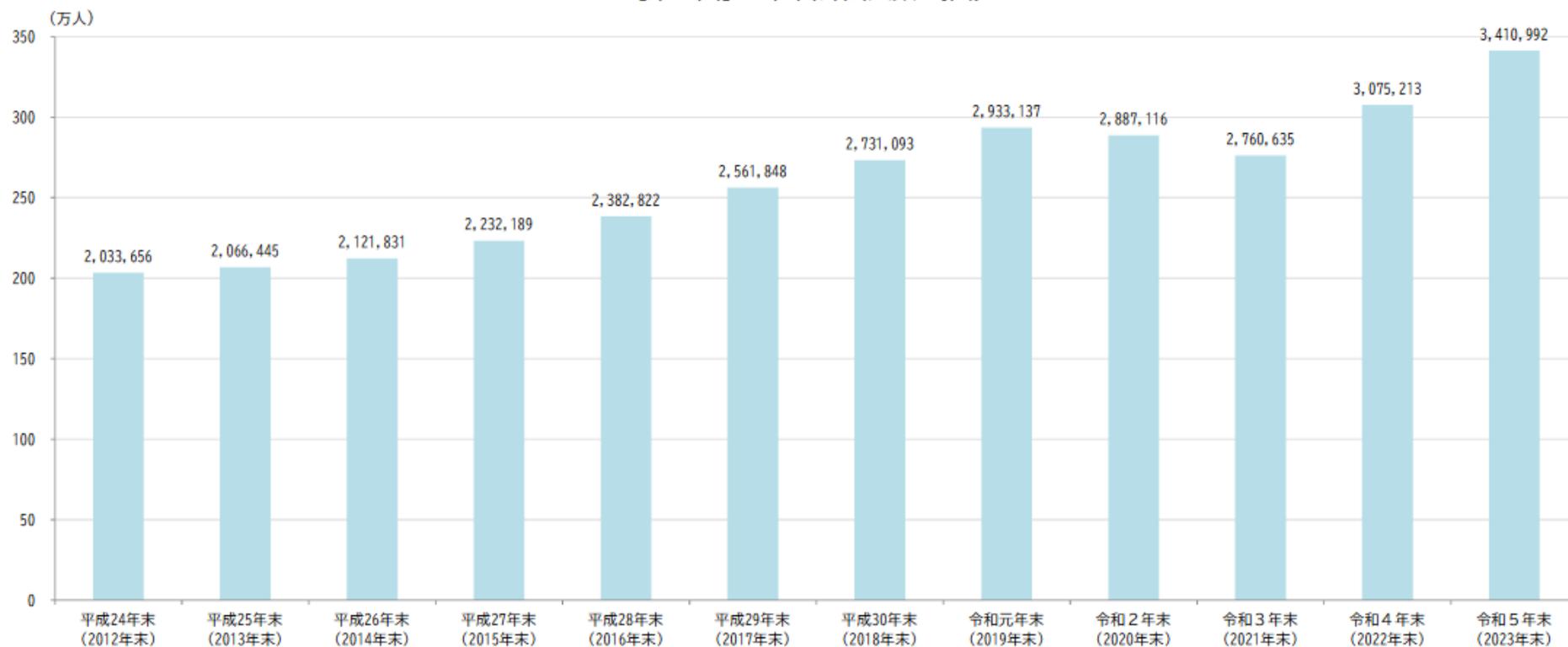


ドライバー  
有効求人倍率  
2018年：3.00倍  
2019年：3.14倍  
2020年：2.30倍  
2021年：2.15倍  
2022年：2.27倍

全職業有効  
求人倍率  
2018年：1.41倍  
2019年：1.43倍  
2020年：1.08倍  
2021年：1.06倍  
2022年：1.16倍

# 国内における、在留外国人の人数推移

【第1図】 在留外国人数の推移



# 国内の労働力不足解消のために

従来

- ・ 国際ビザ（技術・人文知識・国際業務）
- ・ 留学生
- ・ 技能実習

追加

- ・ 特定技能



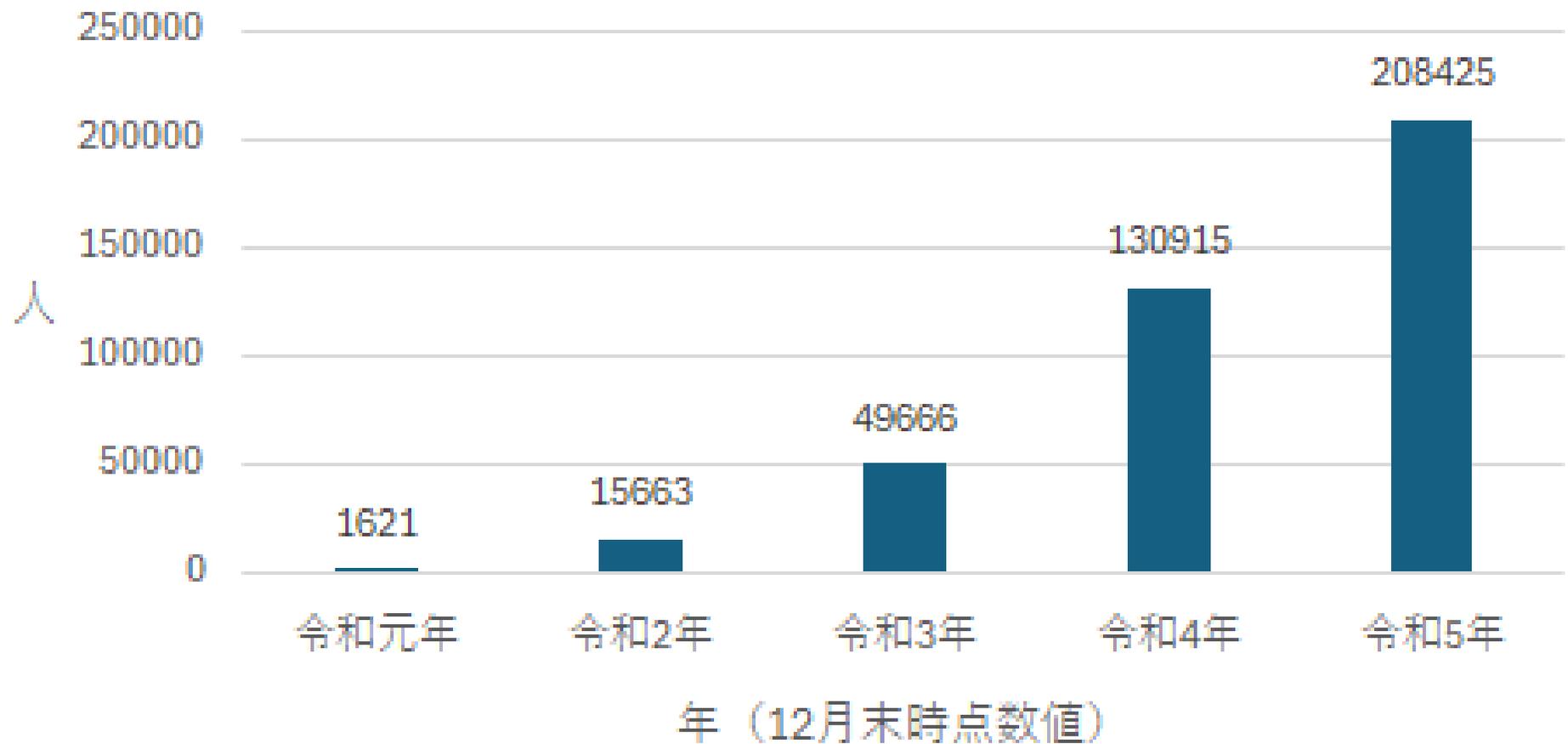
特定技能の新設により、従来の国際ビザに加え各省庁が選んだ

「人手不足と認められる業界」に外国人の受け入れが解禁されました。

その領域は従来の在留資格とは異なり高度・専門的なものである必要はありません。

いわゆる「ブルーカラー系」を中心として活用企業が拡大中です。

# 特定技能外国人の在留人数推移 高い水準での伸び率を維持



# 現状の特定技能制度

特定技能制度は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度です。2018年に可決・成立した改正出入国管理法により在留資格「特定技能」が創設され、2019年4月から受入れが可能となりました。

## 特定産業分野（12分野）

- ①介護
- ②ビルクリーニング
- ③素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業
- ④建設
- ⑤造船・船用工業
- ⑥自動車整備
- ⑦航空
- ⑧宿泊
- ⑨農業
- ⑩漁業
- ⑪飲食料品製造業
- ⑫外食業

※特定技能1号は12分野で受入れ可。

下線の2分野（建設、造船・船用工業）のみ特定技能2号の受入れ可

※2022年4月の閣議決定及び同年5月の関係省令施行により、「素形材産業」、「産業機械製造業」及び「電気・電子情報関連産業」の3分野が統合され、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」に一本化されました。

# 今後の特定技能制度

## 特定産業分野（16分野）

①介護

②ビルクリーニング

③工業製品製造業

④建設

⑤造船・船用工業

⑥自動車整備

⑦航空

⑧宿泊

⑨農業

⑩漁業

⑪飲食料品製造業

⑫外食業



⑬自動車運送

⑭鉄道

⑮林業

⑯木材産業

# 特定技能外国人 制度概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）

## 特定技能1号

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：201307人（令和5年11月末現在、速報値）

## 特定技能2号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：29人（令和5年11月末現在、速報値）

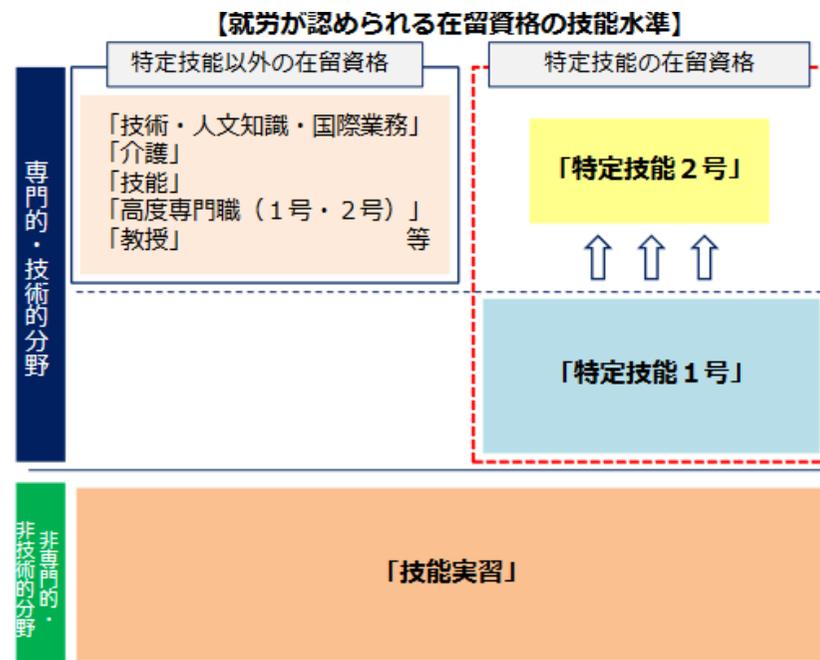
特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（介護分野以外は特定技能2号でも受け入れ可）

### 特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や義務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 支援：受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

### 特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 支援：受入れ期間又は登録支援機関による支援の対象外



# 特定技能外国人 制度概要

項目	特定技能
制度目的	人手不足解消
在留期間	1号：通算5年 2号：更新し続ける限り在留可能（限定された該当の職種のみ）
給与	日本人従業員との 同一労働同一賃金が適用
日本語能力	コミュニケーションが取れる（N4相当以上）
転職可否	可能
応募者年齢層	20代前半～30代後半（20代が圧倒的に多い）
支援母体	登録支援機関

# 各特定産業分野での受入れ人数（1号）

## 受け入れ見込数の現状及び次期受入れ見込み数

	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊
特定技能1号在留者数 (令和5年11月末現在：速報値)	26,8331	3353	39,344	23,329	7,397	2,468	595	395
制度開始時の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000
現行の受入れ見込み数 (※)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200
令和6年4月から5年間の受入れ見込数				80,000	36,000	10,000	4,400	23,000

	農業	飲食料品製造業	外食業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和5年11月末現在：速報値)	23,265	59,262	12,436					201,307
制度開始時の受入れ見込数	36,500	34,000	53,000					345,150
現行の受入れ見込み数 (※)	36,500	87,200	30,500					345,150
令和6年4月から5年間の受入れ見込数				24,500	3,800			

※コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直しを行った後の数値。

# 【第2部】 特定技能「自動車運送業」の 制度解説と注意点

- ・ 受け入れ企業側で対応が必要となる事項
- ・ 各国ごとの特徴比較、大まかな採用ルート

# 〈自動車運送業〉 受け入れ職種 概要

業務区分	補足/注意事項
トラック運転手 (受け入れ見込み:15,000人)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>N4以上必須</u></li><li>・ <u>日本式普通自動車運転免許の取得が必要(国内の免許取得にかかる期間(最長6か月)については別資格〈特定活動〉での在留が認められる)</u></li></ul>
バス運転手 (受け入れ見込み:3,000人)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>N3以上必須</u></li><li>・ <u>二種免許の取得が必要(国内の免許取得にかかる期間(最長1年)については別資格&lt;特定活動&gt;での在留が認められる)</u></li></ul>
タクシー運転手 (受け入れ見込み:6,500人)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>N3以上必須</u></li><li>・ <u>二種免許の取得が必要(国内の免許取得にかかる期間(最長1年)については別資格&lt;特定活動&gt;での在留が認められる)</u></li></ul>

活用に際しては**運転者職場環境良好度認証制度**

もしくは**安全性有料事業所** (トラック分野のみ有効)

いずれかの認証取得が活用条件



# 〈自動車運送業〉 受け入れ職種 詳細

自動車運送事業	旅客自動車運送事業	一般旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
			例：路線バス、コミュニティバス
			一般貸切旅客自動車運送事業
			例：観光バス
			一般乗用旅客自動車運送事業
	例：タクシー、ハイヤー		
		特定旅客自動車運送事業 例：送迎バス、スクールバス	
貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 例：トラック	特定貨物自動車運送事業 例：トラック（特定荷主のみ）	
		貨物軽自動車運送事業 例：軽貨物ドライバー	
貨物利用運送事業	第二種貨物利用運送事業	例：通運	

+ 付随業務 ※付随業務：業務に従事する日本人が通常従事する関連業務  
 特定活動期間では、ドライバーが通常従事する業務で運転免許を必要とする業務以外のもの

# <自動車運送業>受け入れにあたっての費用内訳

免許関連	インフラ/雑費	各エージェント
普通免許取得費用	物件費用	人材紹介料
大型免許取得費用	WiFi通信費	送り出し手数料
大型二種免許取得費用	水道ガス光熱費	入国後講習費用
外免切替費用	生活備品/白物家電	支援委託料
外免切替補習費用	生活準備金	ビザ申請費用
特例教習費用	国内移動交通費	
交通費/宿泊費	渡航費	



受け入れ費用は  
採用手法によって  
大きく変動

特に

①人材紹介料

②免許取得費用

は各紹介会社/人材  
のレベルにより  
幅が大きい

# 〈自動車運送業〉各採用ルートの特徴

## 日本国内

技能実習生修了予定

試験  
合格

・特定技能技能試験

最低でも3年ほど日本で仕事している。転職が前提。免許保持者は少ない。

特定技能者就業中

試験  
合格

・特定技能技能試験

日本語レベルは高い。1人で転職できるレベル。免許保持者は実習生よりは分母がある。

留学生アルバイト

試験  
合格

・特定技能技能試験  
・日本語能力検定

日本語レベルは一定程度。アルバイト経験しかない。新卒採用に近い。

永住者/配偶者等

試験  
合格

特になし

免許保持率は一定程度。日本人採用と変わらない。ほぼ採用できない。

## 海外

技能実習生満了帰国者

試験  
合格

・特定技能技能試験

最低でも3年ほど日本で仕事している。再入国希望者の分母は多い。

特定技能希望者

試験  
合格

・特定技能技能試験  
・日本語能力検定

日本で働いた経験はないが、一定程度の教育・生活レベルは持っている。

## ★狙うべきターゲット層

### 【国内】実習生/特定技能の転職者

自動車免許保持者は少ないことから、免許取得からの支援が必要

### 【海外】実習生満了者

一度日本で働いたことがある層は生活レベルにおいて手がかからない  
海外現地での免許取得をすればコスト比でもメリットは大きい

# 〈自動車運送業〉におけるポイント

留意したい事項 ★受け入れ企業側★	詳細
人材紹介会社/ 登録支援機関の選定 	企業状況に応じて、国内/国外採用の判断や雇用拠点の近隣に支援機関がある。 = 拠点数が多く、実績のある会社を選びたい
外免切り替えへの対応 	トラック分野においては <u>6か月以内に</u> 日本式の普通自動車運転免許を取得する必要 = 外免切り替えの合格率は現状3割程度と低く、 <u>適切な試験対策/試験に受かる素地を持つ人材の採用が必要</u>
外国人との共生	文化/宗教/年代など、様々な違いが存在。身構えるのではなく、 <u>一従業員として丁寧に対応していく</u>
安全面/言語面	単独乗務以降は特に肝要。専門性の高い <u>翻訳ツールの導入</u> や、初めての受け入れでは近距離、ルート輸送など <u>負荷の少ない業務を選択する</u> ことも重要

# 〈自動車運送業〉各採用ルートの特徴

採用ルート別の特徴	集客	即戦力性	費用
 国内採用 + 日本式免許あり 	× 定住者や高度人材などが多い層で、特定技能になりうる母集団はごく少数	○ ・免許面での心配なく、国内の運転経験も多い傾向にあり、即戦力に近い	○ ・企業ごとに必要な免許のみの取得費用 ・適格者が少ないため、紹介料は高額と想定
 国内採用 + 日本式免許なし	△ 特定技能転職者層を主とした集客 異業種の運送業を希望する人材がどこまでいるのか不透明	× ・日本の交通ルール理解は一定有 ・新規の免許取得が必要のため、就業までのリードタイムが非常に長い	△ ・普通自動車運転免許の取得が必須
 国外採用 + 外国式運転免許あり	○ 希望者多い	○ ・外免切り替えにて日本式運転免許を取得可能	○ ・必須は外免切り替え費用のみ ・母数が多いため紹介料も比較的安価
国外採用 + 外国式運転免許なし	○ 希望者多い	△ ・運転経験の観点が懸念 日本と比べ、アジア圏の免許取得は平易な傾向 ・外免切り替え可	△ ・国外免許+外免切り替え費用 ・紹介料は安価の想定

# 参考 各資格別の日本語レベル

	読む	聞く
N1	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。</li> <li>さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる</li> </ul>	幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N2	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。</li> <li>一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。</li> </ul>	日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N3	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。</li> <li>新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。</li> <li>日常的な場面で目にする難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。</li> </ul>	日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。
N4	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。</li> </ul>	日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。
N5	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。</li> </ul>	教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。



# 特定技能として受け入れるために（義務的支援項目）

## 外国人を受け入れるための基準

- ◆ 外国人と結ぶ雇用契約が適切であること  
（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ◆ 受入れ機関自体が適切であること  
（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
- ◆ 外国人を支援する体制があり計画が適切であること  
（右記参照）

（注）上記を怠ると、出入国在留管理庁から指導・改善命令等を受けるほか、今後外国人を受け入れられなくなる（最大5年間）ことがあります。

### 受入れる企業に求められる外国人への支援義務

※①④⑦⑧について外国人が理解できる言語で行う

義務的支援は「登録支援機関」へ委託が可能

No.	義務的支援項目	母国語
①	入国前の事前ガイダンス （契約内容や生活環境の説明）	◎
②	入国時の空港等への出迎え・帰国時の 空港等への見送り	
③	住宅の確保に向けた支援実施（保証人など）	
④	在留中の生活オリエンテーションの実施 （預貯金口座開設、携帯電話の契約方法など）	◎
⑤	公的機関への同行	
⑥	生活のための日本語習得支援	
⑦	相談・苦情への窓口開設と対応	◎
⑧	各種行政手続きについての情報提供及び支援	◎
⑨	日本人・文化交流の促進支援	
⑩	会社都合で雇用契約を解除される場合の 転職支援	

『登録支援機関』の選択は、十分なサポートがあるかが重要

# 特定技能として受け入れるために～義務的支援項目とは～

<b>I</b> 事前ガイダンス	在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国 手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話 等で説明
<b>II</b> 出入国する際の送迎	入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行
<b>III</b> 住居確保・生活に必要な契約支援	連帯保証人になる・社宅を提供する等 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を 案内・各手続の補助
<b>IV</b> 生活オリエンテーション	円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、 公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明
<b>V</b> 公的手続等への同行	必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書 類作成の補助

# 特定技能として受け入れるために～義務的支援項目とは～

VI 日本語学習の機会の提供	日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等
VII 相談・苦情への対応	職場や生活上の相談・苦情等について、 <b>外国人が十分に理解することができる言語での対応</b> 、内容に応じた必要な助言、指導等
VIII 日本人との交流促進	自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等
IX 転職支援（人員整理等の場合）	受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供
X 定期的な面談・行政機関への通報	支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

## 【第3部】

# 外免切り替えの概要/対策

- ・ 外免切り替えとは～対象者と必要事項～
- ・ 合格へのポイント

# スピーカー紹介



## ジップラス株式会社 廣安 広輝

ジップラスに入社後、法人営業をメインに従事。従業員の運転免許取得に課題を抱える企業へ、早期の取得支援や外国免許の切り替えに関するフォローまで一貫して担当。

免許取得における即戦力人材化を目指す企業の課題解決を行っている。

# 外免切り替えの流れ

順番	対応項目	詳細/準備すべきもの
①	必要書類の準備	<ul style="list-style-type: none"><li>・有効な外国の運転免許証</li><li>・免許取得日（初回取得日）を証明する書類 ※免許証に免許交付日・初回交付日が記載されていない場合</li><li>・外国免許証の日本語による翻訳文・住民票</li><li>・運転免許を取得した国・地域に、運転免許を取得後通算して3か月以上滞在したことが確認できるもの（パスポート等）・在留カードまたは特別永住者証明書等</li><li>・証明写真（縦3センチメートル×横2.4センチメートル）1枚</li></ul>
②	書類提出・審査	免許センターに各必要書類を提出後、書類審査の予約を行います。
③	適正検査	視力検査／色彩識別能力審査／聴力審査
④	知識確認	運転に必要な知識に関する確認（筆記試験）：10問中、7問以上の正答で合格
⑤	技能確認	運転に関する実技の確認（実技試験）：100ポイント中、70ポイント以上で合格
⑥	免許証交付	日本の免許証が交付されます。

# 外免切り替え 合格のポイント

観察基準	
①	乗車後の措置
②	通行区分
③	信号・標識に従った走行
④	進路変更時の安全確認の方法
⑤	障害物の側方通過
⑥	右折の方法
⑦	左折の方法
⑧	検定中止行為

基本法令内容	
①	一時停止
②	信号・標識に従った走行
③	通行区分
④	障害物
⑤	優先判断
⑥	進路変更
⑦	右左折

注意事項	
①	運転席に着いたらシートベルトを着用する
②	出発前に自分の目とミラーで安全確認を行う
③	指示速度は40km/h
④	コースは全て車道と見なす
⑤	脱輪時は直ちに停止して元の位置に戻る
⑥	発着点では車体の先端とポールを合わせる

# 外免切り替え 課題とまとめ

## 課題

①	信号・標識に従い、歩行者や車両等を見落とさないで安全な運転が出来るか
②	交通状況の変化に素早く対応が出来るか
③	交通規則を守り、他に迷惑を掛けない運転が出来るか

## まとめ

①	安全確認の方法、左側通行の理解など日本特有のポイントをチェックされるため徹底的にそれらを訓練する
②	自国での運転経験があるため基本的な走行は問題ないと思われ、日本式の作法・所作の理解を促す事に重点を置く

## 【第4部】

# ドライバー受け入れの参考例

- ・ 特定技能「自動車運送業」における、  
試験対策と人材募集/サポートの例

# 外国人採用における具体的な手法～カムテックのご紹介～



## 特定技能ビザで 外国人ドライバーを活用するなら カムコムグループへお任せください!!

2024年4月解禁!!

2024年問題が叫ばれて久しい中、明確な解決策が提示されないまま事態は日に日に悪化しているドライバーの問題。状況を食い止めるべく、政府は外国人人材のドライバー分野における受け入れを正式に決定いたしました。カムテックでは、制度解禁に先駆け国内外双方の協力会社と連携し、サービスの構築と人員の確保を進めて参りました。海外事業のみならず、総合人材会社としての知見を持つ当グループだからこそ、新しい制度の活用に際して正確な情報提供と優秀な人材確保を自信をもってお約束いたします。



### 特定技能制度とは

2019年4月に施行された特定技能の対象職種は14分野でしたが、2022年4月26日に製造分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）が統合され、12分野となっています。

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するために特定技能制度が創設されました。

## Point

### ① アジア各国の送り出し期間 と早々に連携

→優秀なドライバー人材の確保が可能

### ② 大阪、成田に外国人向け 自社研修施設を保有

→生活研修に加え、入社後のフォローもグループ全体で3,300名以上の実績。初めての外国人採用もお任せください。

### ③ 支援業務も盤石

→3,800人超の支援実績で、受け入れ後の対応も安心。

# サポートサービスの一例～カムテック～

海外人材採用 & 生活支援  
ライフサポート



日本で生活する海外人材支援  
海外人材活用における、あらゆる業務をお引き受けし、日本で生活するすべての海外人材の安全な生活をサポート。

配属準備～受け入れまで  
一気通貫でサポートします

## サービス概要 HOW TO WORK

入国前

お部屋  
探し

住居探し 社宅契約 光熱費契約 ネット・生活備品手配  
ご要望に合わせて各種手配・契約の代行

就業中

当社スタッフが直接現地に訪問し、  
社宅の利用状況を確認します

トラブル

24h/365日 電話/メール/SNS 多言語対応  
メールやSNSなど様々な方法で相談可能

キャリア  
形成

オンライン日本語教材 LQテキスト  
日本でお仕事をする上で必要な能力の向上

帰国

帰国対応 現地国キャリア支援

# 外免切り替えの現状～課題点と解決策～

## 合格率の課題

外免切替における  
技能確認 合格率 約30%  
非常に低い状態

## 予約状況の課題

運転免許センターは  
外免切替による混雑が続き  
試験予約が2,3ヶ月待ち

## 免許取得の課題

特定活動期間中に  
業務に必要な免許取得が  
必須となる

## 外免切替「安心パッケージ」は全ての課題を解決！

技能確認合格率90%超えの  
引き上げが可能！

スムーズな技能確認  
合格を実現！

外免切替一発合格を狙える  
各種対策を実施！

数少ない試験の機会  
合格を掴み取る！

特定活動期間早期から  
外免切替成功へ！

早期に免許を取得し  
即戦力のドライバーに！

# 外免切り替え対策～Ziplusの安心パッケージ～

## 外免切替「安心パッケージ」

外免切替合格までの全ての対策を一つで完結。

- ・ 翻訳文の発行から知識確認対策、技能確認対策は**全国の指定自動車教習所と連携**し、技能訓練を提供
- ・ **運転知識を向上させる**ため、多言語での運転教本、運転知識アプリによるトレーニングを提供
- ・ **外免切替合格から公道で走るためのスキル獲得**までをパッケージによる一連のフォローで実現



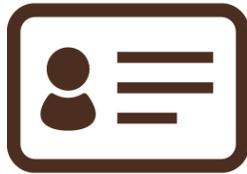
# 外免切り替え対策～Ziplusの安心パッケージ～

翻訳文発行

知識確認対策

技能確認対策

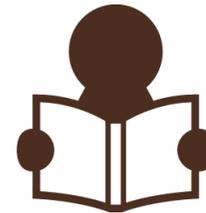
運転知識向上



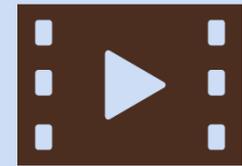
翻訳文発行



知識確認対策  
問題集



技能確認対策  
教本



技能確認対策  
動画



自動車教習所で  
技能訓練



多言語  
運転教本



交通知識アプリ



上位免許  
取得フォロー

# ※ご案内 ～外国人雇用に関する書籍出版のお知らせ～

cam com キャンコムグループ

今求められる外国人活用のすべてがこの1冊に!

## 外国人材を競争力に変える法

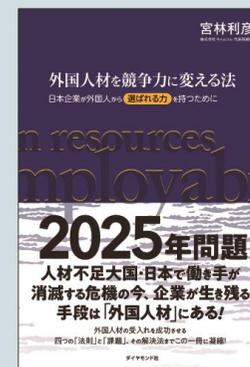
～日本企業が外国人から選ばれる力を持つために～

2024年  
6月25日

ダイヤモンド社  
より出版!

真の意味で外国人を“ビジネスパートナー”として

受け入れている企業は成長を続けています。(本文より)



株式会社キャンコム代表取締役  
宮林 利彦 (みやばやし としひこ)

横浜国立大学工学部機械工学科卒。警戒レーダーや電波監視システムのプロジェクトマネジメントを経て2006年に株式会社総合キャリアグループ(現キャンコムグループ)に入社。人材業界では異色の80名近くのシステムエンジニア部門を育て上げ、CTOを経て2016年に事業統括に就任。人材派遣事業のリソースを生かしたグローバル事業、IT関連事業の開発に積極的な投資を行い、キャンコムグループの第二創業期を牽引している。

- 第1章 人材不足大国・日本 ～なぜ、この企業は外国人材の採用で成功したのか
- 第2章 外国人材の受入れを成功させる4つの法則と4つの課題
- 第3章 外国人採用のDXを加速させたキャンコムグループのシステム
- 第4章 キャンコムグループが切り開いた外国人採用の扉 ～課題を克服した企業
- 第5章 人材業界の代表として外国人材と企業のために果たすべき「使命」

お問い合わせ

cam com 株式会社 キャンテック

東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル南館

0120-530-451 月～金 10:00～18:00

お問い合わせ kaigai\_madoguchi@cam-com.jp